

第3章

各地の学校ネットパトロールの取組事例

1. 京都府教育委員会

<特徴> ・民間企業に委託

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

本府は児童生徒の携帯電話所持率が比較的高く（府…【小6】31.6%【中3】67.3% 全国…【小6】30.1%【中3】58.2% 平成22年度全国学力学習状況調査）、ネットいじめやインターネットを介した問題事象も増加傾向にある。

平成20年度に府内の小・中学校に対して「ネットいじめアンケート調査」を行い、調査結果を反映した保護者向け啓発資料及び教師向け情報モラル指導資料を作成し、未然防止、早期発見・早期対応に取り組んだ。また、府教育委員会HPに「ネットいじめ通報サイト」を開設し、通報された情報を学校での指導に活用してきた。

しかし、児童生徒によるインターネットの利用実態を詳細に把握するのは難しく、十分な対策といえない状況であった。そこで、平成21年度に利用実態を把握するため、試験的に民間企業へネット監視を委託し、府内（京都市除く）全中学校・高等学校を対象に調査を行った。その結果、半数以上の中学校とすべての高等学校において注意を要する投稿（個人情報掲載、飲酒喫煙等告白、誹謗中傷等）が検出されたため、ネット対策を強化する方向で検討を進め、平成22年9月より企業委託によるネット監視を実施することとした。

II 実施の内容について

2. 実施対象（地域、学校種、学校名など）

府内（京都市を除く）の全公立小・中・高等学校・特別支援学校
（小学校239校、中学校99校、高等学校46校、特別支援学校11校 計395校）

3. パトロールの対象とするサイトはどのようなものか

サイト種別…BBS（スレッドフロート型・独立型）・ブログ・プロフィール・ゲーム・SNS・リアル・HP作成サービス

※ 学校や「ネットいじめ通報サイト」から報告のあったサイトを随時監視対象に追加。

4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

- ・ 携帯電話・パソコンを用い、検索サイトで検索。
- ・ 対象校へアンケート調査を実施し、地域情報（駅、ショッピングセンター、特徴的な施設等）、学校固有の情報（愛称・行事・校訓・施設等）などを検索用語として使用。

5. パトロール以外の取組内容

- ・ 平成20年度、府内の小・中学校に対し「ネットいじめアンケート調査」を実施し、その実態を踏まえ、教師向けの情報モラル指導資料を作成・配布。
- ・ 平成20年度、府教育委員会のHP上に「ネットいじめ通報サイト」（平成20年6月～）を開設。周知用カードを作成し配布。通報された学校裏サイトや不適切な投稿等の情報を関係機関へ提供し、監視や削除等の対応を要請。
- ・ 平成20・22・23年度に、ネット監視結果等を反映した保護者向け啓発資料を作成し配布。保護者説明会やPTA主催の学習会等で活用。（府教育委員会HPに掲載）
- ・ 平成22・23年度に、委託企業を講師とし、生徒指導担当者の研修会を開催。

III 実施体制について

6. 学校ネットパトロールを実施する体制について

(1) 学校ネットパトロール業務の委託先について

民間企業に委託。

(2) 委託先において、実施にかける人員

業務責任者1名・現場指示者1名・作業員2名。

(3) 学校ネットパトロールの実施の頻度

委託企業の監視システムにより、通常は週5日（1日8時間）、危険度が高く継続監視の必要な投稿については、24時間監視。

(4) 学校ネットパトロールに使用するPCや携帯電話等の設備面の用意について

委託企業の専用PC2台、携帯電話1台で検索。

(5) 予算の措置状況

平成22年度は予算5,000千円、平成23年度は予算7,000千円を措置。

(6) 委託元における人員の用意について

府教育委員会学校教育課・特別支援教育課・高校教育課の生徒指導担当指導主事及び各教育局指導主事（5名）の8名が事務を担当（主担当は学校教育課）。

(7) 委託元の担う役割について

- ・ 監視システムの円滑運用に向け、対象校を所管する各課・市町（組合）教育委員会と委託企業との連絡調整を行うこと。
- ・ 監視結果を反映した啓発資料の作成や学習会・研修会等を実施すること。

7. 実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

(1) 実施体制を決めるに当たっての経緯

民間企業への委託、府教育委員会内の人材や学生ボランティア等の活用、ネット監視ソフトの導入等について比較検討を行った。他地域の先進的な取組や民間企業の情報を収集し、検討の結果、以下の理由により民間企業へ委託することとした。

ア 効率的に検索するには専門知識が必要

児童生徒のインターネット利用傾向は、流行や技術の進歩に影響されるため、最新の利用傾向に即した監視が必要である。また、検索したサイトから、さらにリンクをたどって個人を特定したり、固有の隠語・略語を理解し、違法・不良行為などを見逃さず検索するには、専門的な知識が必要である。

イ 専門的な助言を得ることが可能

個々の事案の具体的な対応方法について、専門的な助言を得ることが可能である。

ウ 緊急対応が可能

生命に関わる危険度の高い事案が発生した場合、24時間監視が可能である。

エ 全国的な傾向の把握が可能

全国的な業務実績のある企業に委託することで、今後の事業に資する情報を得ることが可能である。

(2) 実施体制について工夫した点

個別事案の解決だけでなく、各学校の課題対応能力の向上を目的とした。

そこで、企業にすべてを任せるのではなく、学校及び教育委員会が主体的に企業の専門性を活用できるよう、次の3点を原則とした。

- ① 検出された投稿には、必ず委託企業の技術的アドバイスを添付して、所管の教育委員会へ報告すること。
- ② 学校及び教育委員会は、①をもとに当該児童生徒の指導を行い、保護者協力の上、削除等の対応を行うこと。
- ③ 該当者が不明の投稿や技術的に対応が困難な場合は、学校及び教育委員会が委託企業の開設する「専用相談窓口」に相談し、削除等の対応を行うこと。

8. 委託先と委託元、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

【巡回調査】 対象校に関する問題投稿を検出し、リスクレベルに分類して報告。

(全対象校を1巡/月)

リスク高…即時、警察消防等関係機関・府教育委員会へ報告。

リスク中…週1回、府教育委員会・各教育局・市町(組合)教育委員会へ報告。

リスク低…月1回、府教育委員会・各教育局・市町(組合)教育委員会へ報告。

【対処方法のアドバイス】 検出した問題投稿に、削除要請等の対処方法についてのアド

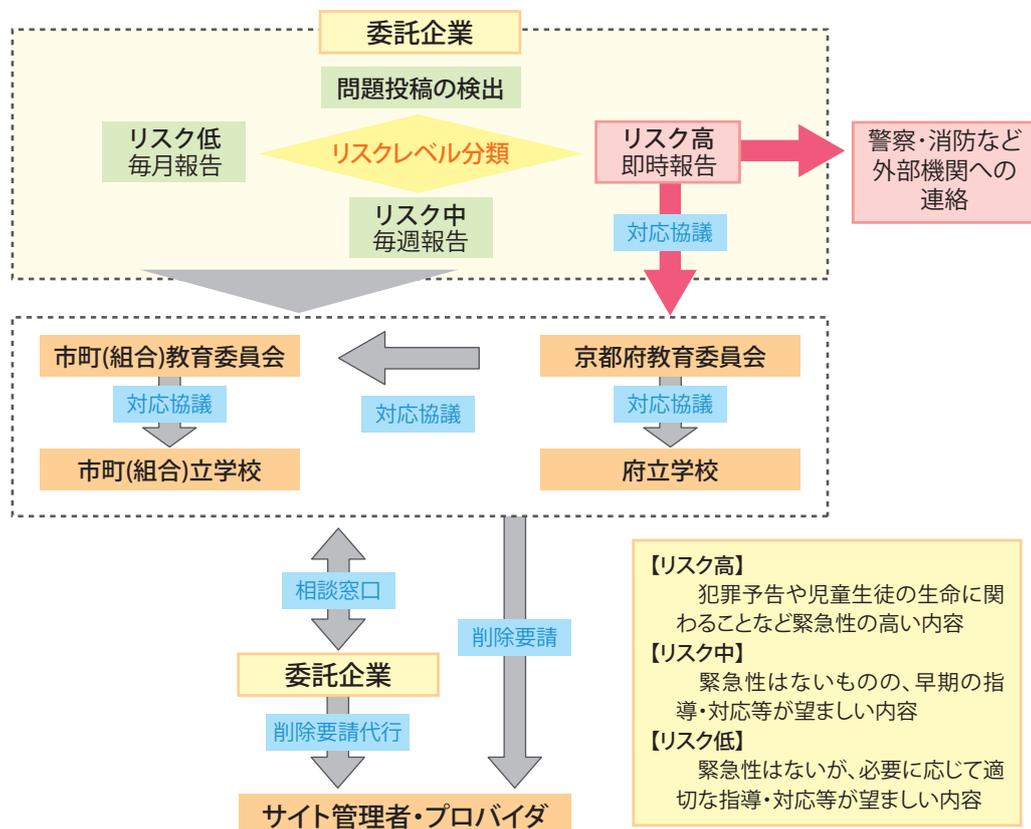
バイスを添付し、委託企業より当該教育委員会へ報告。

【専用相談窓口の設置】委託企業が対象校及び所管教育委員会から質問や相談をメールで受け付ける「専用相談窓口」を設置。

【削除等の対応】削除が必要と判断される投稿は、学校等の指導により、投稿者本人、保護者及び関係者が削除することを原則とする。投稿者が不明な場合等、削除が困難な場合には、委託企業により削除要請を代行。

【緊急時の対応】生命に関わるなど緊急性の高い内容を検出した場合は、府教育委員会設置の緊急連絡網により連絡し、対応を指示。

8-2. 役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について



(1) 対応事例 1

ア 対応した事案の種類

インターネット上の掲示板等における特定の児童生徒への誹謗中傷

イ 対応した事案の内容

「〇〇中裏サイト」という掲示板を検出。同サイト内で当該校生徒を誹謗中傷する投稿を複数確認したため「リスク中」として、所管教育委員会へ報告。委託企業

と当該校及び所管教育委員会が連携してサイトを閉鎖。

ウ 対応の流れ

掲示板への投稿から個人を特定することができず、全体指導を行ったが、投稿が続いた。学校からサイト管理者（掲示板作成者）に削除依頼を要請したが、応答がなかったため、委託企業の専用相談窓口を活用して対応を相談。委託企業のアドバイスをもとに、掲示板作成サービスを行っている運営会社に対し、禁止事項（誹謗中傷に該当する投稿はしない）に違反する投稿があることを相談し、運営会社が本サイトを閉鎖した。

(2) 対応事例 2

ア 対応した事案の種類

インターネット上における福祉犯と児童生徒との接触

イ 対応した事案の内容

府内女子中学生の作成したサイト上で当該生徒へ援助交際を呼びかける投稿を検出。直ちに当該生徒の特定及び指導を行い、サイトを削除。警察へ情報提供。

ウ 対応の流れ

投稿の内容から明らかに援助交際を呼びかける投稿を複数検出。「リスク高」として、委託企業より府教育委員会へ即時報告。府教育委員会より警察へ情報提供。委託企業による24時間監視実施。当該生徒を特定し、学校が保護者協力の上で指導を行いサイトを削除。なお、本件は、他地域の女子中学生に対しても、同一人物から援助交際を呼びかける投稿が検出されたため、所管教育委員会と連携し対応。

9. 委託した外部人材と、児童生徒や保護者との間で、トラブルや問題となったケースがあるか

現在のところなし。

10. 委託先に対し、守秘義務を課したか

契約時に個人情報の収集・利用・提供は、業務履行に必要最小限の範囲で行い、個人情報保護に関する法令及び条例等を遵守する義務を課している。

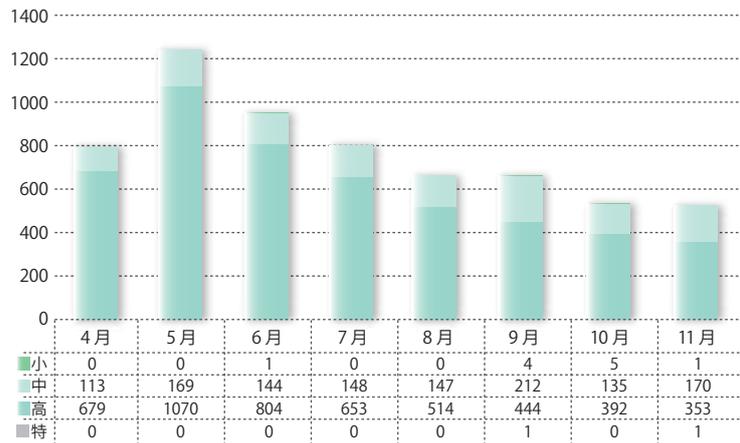
IV これまでの成果と今後の課題

11. 成果

次頁グラフのとおり、検出件数は減少傾向にある。また、右表のとおり、検出された投稿を削除等（削除率78.7%）の対応につなげ、児童生徒の指導に役立てている。平成22年9月より本業務を実施し、定期報告、指導要請、対応協議を重ね、監視結果の周知、

保護者啓発資料の作成・配布、学習会・研修会等の実施により、携帯電話やインターネット利用の在り方について学校関係者や保護者の意識は高まりつつあると考える。

| 検出内訳（平成23.4～11月） | |
|-------------------|--------------|
| 検出された投稿総数 | 6,160 |
| 個人情報に関する投稿数 | 5,646(91.7%) |
| 総件数の内、リスク中・高の投稿数 | 122 |
| リスク中・高のうち削除された投稿数 | 96(78.7%) |



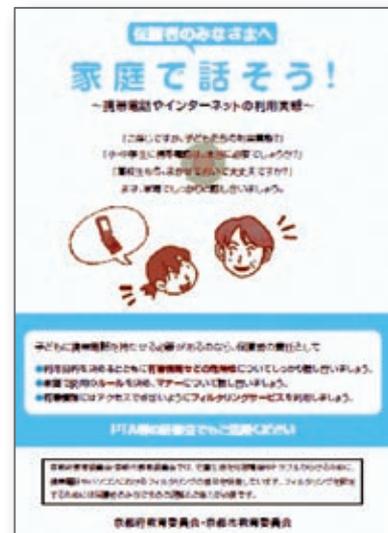
12.今後の実施に当たって課題となる点

- ・ 民間企業への委託は、経費が高いため、業務を継続していくためには、対象校種や調査期間の見直しなど、常に対費用効果の観点から業務内容を精査することが必要である。
- ・ 学校や所管教育委員会へ報告された情報が、セキュリティの問題から現場のPCで確認できないケースや、携帯電話のみに対応したサイトは、個人の携帯電話で確認するなど、委託元の設備面の充実が必要である。
- ・ 今後、スマートフォンの所有率が高くなり、インターネットの利用範囲が広がることで、児童生徒に関するトラブルの増加が予想される。

13.その他特記事項

本業務を実施するに当たり、同じ課題を持つ京都市教育委員会と協議し、府と市が同じ監視システムを導入して効率的に業務を進めることにした。また、平成23年7月に、共同で保護者向け啓発資料を作成し、府内国公立小・中・高等学校・特別支援学校の児童生徒をとおして保護者へ配布したところである。

ネットいじめのような新たな課題への対応は、実績のない中で、情報収集、手法の比較検討、運営システムづくり、啓発活動などを行うことになる。その点で、先行実施している地域や同じ課題を持つ隣接地域と情報を共有し、協調して効率的に業務を進めることの必要性を強く感じている。



2. 山口県教育委員会

<特徴> ・ネット専任アドバイザーの配置

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

(1) ネットアドバイザーの配置

携帯電話の所有率の増加（平成23年5月現在：小学6年生27.8%、中学3年生49.3%）に伴い、ネット・ケータイ関連のトラブルと相談件数が増えてきたことを受け、平成20年4月から、ネットアドバイザーの肩書きで専任の担当者を配属し、ネット・ケータイ問題に係る相談に加え、業務時間中のネットパトロールを実施することとした。

(2) ネットパトロールボランティアの委嘱

また、平成21年度からは、ネットパトロールボランティア事業を実施し、県内教育機関と連携して、ボランティアによるネットパトロールを行うこととした。

II 実施の内容について

2. 実施対象（地域、学校種、学校名など）

山口県内の小学校（公立317校・国立2校）、中学校（公立156校・国立2校・私立8校）、高等学校（公立57校・私立21校）、中等教育学校（1校）、特別支援学校（公立12校・国立1校）、計577校。

3. パトロールの対象とするサイトはどのようなものか

ネットパトロールの開始当初は、学校裏サイトや出会い系サイト、プロフ、有害情報サイト、不当請求サイトなどであったが、SNSの機能拡大により、サイトのカテゴリー分けが曖昧になったことで、SNS内のパトロールへと移行しつつある。

4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

(1) ネットアドバイザーによる監視

- ・ PCでログイン可能なサイトについては、一般の検索サイトから「裏サイト」や「学校名」、「ウザイ」「キモイ」「死ね」などのキーワードで随時検索して監視している。
- ・ また、「学校裏サイトチェッカー」や「学校裏サイトリンク集」などの既存のリンクも活用。携帯事業者サイトなどの、PCでログインが不可能なサイトについては、携帯電話から検索サイトに入って検索するが、非常に効率が悪い。
- ・ 主に学校の教員から、ネットいじめや不当請求サイトなどの情報が寄せられるこ

とがあるので、そのサイトについて集中的に監視を行っている。

(2) ネットパトロールボランティアによる監視

日常の余暇を利用して、携帯電話及びスマートフォンにより山口県内の「地域名」や「学校名」、「ウザイ」「キモイ」「死ぬ」などのキーワードで、携帯サイトを検索・閲覧し、内容を確認している。

5.パトロール以外の取組内容

- ・ 監視以外にも、ネット・ケータイ問題に係る専門的な相談業務に当たっている。平成22年度の相談件数は、来所相談2件、電話相談6件、メール対応52件であった。
- ・ 学校からの要請に応じ、児童生徒や教職員、保護者対象のネット安全教室や情報提供を行っている。

Ⅲ 実施体制について

6.学校ネットパトロールを実施する体制について

(1) 学校ネットパトロール業務の委託先について

【ネットアドバイザー】

県教育委員会において、ネットパトロール専任の非常勤職員を「ネットアドバイザー」として任用し、「やまぐち総合教育支援センター」内の「子どもと親のサポートセンター」に配置している。

【ネットパトロールボランティア】

県内教育機関と連携して「ネットパトロールボランティア」を委嘱しているが、ネットパトロールの性質上、ボランティアに危害が及ばないように、委嘱先、ボランティアの所属等については非公開としている。

(2) 委託先において、実施にかける人員

- ・ ネットアドバイザー1名（県教育委員会任用）
- ・ ネットパトロールボランティア15名（年度により委嘱人数は変動）

(3) 学校ネットパトロールの実施の頻度

【ネットアドバイザー】

ネットアドバイザーは、月間17日勤務し、相談業務があるときを除き、一日6時間程度ネットパトロールを実施している。

【ネットパトロールボランティア】

ネットパトロールボランティアによる監視は、日常生活の余暇を利用して実施している。

(4) 学校ネットパトロールに使用するPCや携帯電話等の設備面の用意について

【ネットアドバイザー】

- ・ ネットアドバイザーには、ネットパトロール専用ノートPC 1台を用意している。
(ケーブルネット回線を利用することで、プロキシやフィルタリングの制限を受けずにネット検索を可能にしている)
- ・ また、監視用に携帯電話を1台用意している。

【ネットパトロールボランティア】

ネットパトロールボランティアの個人所有の携帯電話で実施してもらっている。

(5) 予算の措置状況

【ネットアドバイザー】

ネットアドバイザーの報酬(17日×12か月分)及びネット安全教室開催旅費2,343千円。

【ネットパトロールボランティア】

ネットパトロールボランティアは、県内教育機関と連携し、県教育委員会の一般経費の中でまかなっている。

(6) 委託元における人員の用意について

- ・ 県教育庁学校安全・体育課児童生徒支援班の主査1名がネット・ケータイ問題に係る業務を担当している。
- ・ やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンターの主査1名がネットアドバイザー関係について担当している。
- ・ やまぐち総合教育支援センター情報教育班の主査1名、研究指導主事1名が、ネットパトロールボランティアについての業務を担当している。

(7) 委託元の担う役割について

- ・ ネットアドバイザー及びネットパトロールボランティアによる監視の結果、不適切な書き込み等を発見した場合、やまぐち総合教育支援センター情報教育班の担当者に連絡し、県教育庁学校安全・体育課の担当者と共に対応を協議することとしている。
- ・ リスク及び緊急性の高いケースについては、県警本部生活安全部少年課に連絡することとしている。

7.実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

【ネットアドバイザー】

ネットアドバイザーについては、最近のネット・ケータイ問題に係るトラブルや相談等の増加や問題解決のための警察等との連携の必要性に鑑み、専門的な知識をもった人員の配置を行った。

【ネットパトロールボランティア】

ネットパトロールボランティア事業の実施については、携帯サイトではPCのような効率的な検索ツールが使えず、手入力で検索・監視を実施するため、できるだけ多くの人員で作業を行う必要がある。また、若者の間における流行語などの変化も早いことから、県内の教育関係機関の協力を得て、若い年齢層のボランティアによるネットパトロールを依頼することとした。

8.委託先と委託元、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

【平常時の連携】

平常時については、年に数回程度、ネットアドバイザー、ネットパトロールボランティアを対象に、検索技術の向上と情報交換を兼ねた研修会を実施している。

【ネットアドバイザーの対応】

- ・ リスクレベル、緊急性の高い書き込み等が発見され、学校や保護者から要請があった際は、サイト管理者に対して削除要請を行っている。
- ・ 犯罪に結びつくおそれのある書き込みが発見された場合には、県警本部及び県教育庁に通報し、情報を共有しながら対応することとしている。

【ネットパトロールボランティアの対応】

- ・ 誹謗中傷等が発見した場合は、ネットパトロールボランティアが、やまぐち総合教育支援センター情報教育班内事務局にメールで情報提供する。
- ・ 事務局併設の子どもと親のサポートセンターや県教育庁学校安全・体育課と協議の上、対応する。(内容によっては、ネットアドバイザーによる削除要請を行う。)
- ・ 緊急時には、県警察本部に通報する。

【ネット問題に係る学校と警察の組織的対応システム】

平成21年1月から、早期対応が必要と認められる事案等について、各警察署と各学校が少年安全サポーターを介して確実に連携対応し合い、さらにはその認知情報を警察本部や県教育委員会が把握し、相互連携して共通認識を図るとともに、その後の適切な対応等に資するために「ネット問題に係る学校と警察の組織的対応システム」を構築し、運用を開始した。

8-2.役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について

(1) 対応した事案の種類

インターネット上の掲示板等における特定の児童生徒への誹謗中傷
(平成23年4月～12月現在6件対応)

(2) 対応した事案の内容

- 1) ケータイで利用するSNSに、実名を挙げて特定の生徒をからかう書き込みがあった。
- 2) ブログに、部活動の先輩が後輩生徒の実名を挙げて「死ねばいい」など、個人を誹謗中傷する書き込みがあった。
- 3) ケータイ掲示板に、生徒の実名を挙げて誹謗中傷する書き込みがあった。

- 4) 中学校時代の同級生に、子どもの変顔の写真付きチェーンメールを友人に一斉送信されたという内容の相談が、保護者からあった。
- 5) インターネット掲示板に、学校名と生徒の実名を挙げて、被害生徒が「知的障害者」だという内容の書き込みがあった。
- 6) なりすましメールを使って高校生宛に送られてきたURLをクリックすると、その高校の女子生徒の写真が貼り付けられたサイトにつながった。写真を掲載された生徒の友人から学校に相談があり、学校から対応方法及び生徒への指導について相談があった。

(3) 対応の流れ

- 1) 書き込んだ生徒は、母親の携帯電話から書き込みを行っていたので、ネットアドバイザーから生徒の保護者及び学校に状況を説明して書き込みを削除するとともに、書き込んだ生徒には学校から指導した。
- 2) ネットアドバイザーから学校に事案の内容を説明し、学校から書き込みの削除依頼及び当該生徒への指導を行うよう依頼した。
- 3) 学校長名でサイト管理者に対して書き込みの削除依頼を行ったが、サイト管理者が応じなかったため、「子どもと親のサポートセンター」から削除依頼を行い、書き込みが削除された。
- 4) 学校に相談して、送付した生徒の指導と送付したチェーンメール及び画像の削除をしてもらうようアドバイスした。
- 5) 当該サイト管理者に対して、「子どもと親のサポートセンター」名で削除依頼した。約4時間後に同管理者からメールがあり、書き込みが削除されたことを確認した。
- 6) ネットアドバイザーが確認した時点では既に写真等は削除済みであった。メールを送信した生徒が特定できないことから、学校全体での情報モラル教育の実施について指導した。

9. 委託した外部人材と、児童生徒や保護者との間で、トラブルや問題となったケースがあるか

なし。

10. 委託先に対し、守秘義務を課したか

ネットアドバイザーに対しては任用の際に、ネットパトロールボランティアに対しては委嘱の際及び研修会において、ネットパトロール等で知り得た個人情報等についての守秘義務を課している。

IV これまでの成果と今後の課題

11.成果

- ・ 発見又は相談のあった不適切な書込件数と、ネットアドバイザーがサイト管理者に削除要請した件数は以下のとおりである。
平成21年度 書込件数3件、削除要請2件
平成22年度 書込件数2件、削除要請1件
平成23年度 書込件数6件、削除要請2件
- ・ すべての誹謗中傷等の書き込みを発見することは困難であるが、発見した事案に関しては、内容によっては削除要請し、サイト自体が閉鎖された事例もある。また、学校への情報提供、トラブル解消等、件数は少ないものの着実に対応できている。
- ・ 保護者や教職員からのネット・ケータイ問題に関する相談が増加している中、専門的な知識をもったネットアドバイザーの迅速な対応が、保護者や教職員の不安の払拭に成果を上げている。
- ・ ネットパトロールだけでなく、専門的知識を生かした「ネット安全教室」の開催により、児童生徒や教職員だけでなく、保護者への啓発活動が進んだ。

12.今後の実施にあたって課題となる点

【ネットアドバイザー】

- ・ 携帯端末からでないと閲覧できないサイトやパスワード付きの掲示板等、閲覧が困難な場合が多く、ネットパトロールの効率が悪くなっており、PCでの携帯サイト閲覧の仕組みが望まれる。
- ・ 携帯電話を買って与える保護者の知識や危機感が薄いので、児童生徒に対する情報モラル教育の指導に加えて保護者に対するさらなる啓発活動が必要である。親子で会話がある家庭では、問題が発生しても大きくならないが、そうでない家庭では、問題が大きくなるまで親が気付かない傾向が顕著である。
- ・ 「子どもと親のサポートセンター」において、月一回程度、今、ネットで起きているいろいろな問題に関する情報共有を行っているが、各学校への情報提供も併せて行っていきたい。

【ネットパトロールボランティア】

- ・ ネットパトロールボランティアについては、県内教育機関に依頼して、ボランティアを委嘱しているが、年度によって人員数が変動し、安定した人数の確保が課題である。

13.その他特記事項

- ・ 最近ではゲームサイトなどのSNSサイト内でのチャットやメールでのやりとりが多くなり、一層発見が難しくなっている。
- ・ 特に書き込みが多い事例は、個人への誹謗中傷で、友人関係のいさかきがネット上に反映されるケースが多くなっている。

3. 青森県弘前市教育委員会

- ＜特徴＞
- ・大学のボランティアグループに委託
 - ・市教委が臨時職員を雇用して独自に実施

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

平成18年度に、弘前市及び近隣市町村の中学校、高等学校を対象とする掲示板（学校非公式サイト）がインターネット上に開設された。平成20年度からは、この掲示板を中心とする複数の学校掲示板に対して書き込みが急増し、誹謗中傷をはじめ自殺や殺人予告といった書き込み内容まで見られるようになった。また、中学生によるプロフィールサイトの立ち上げが目立つようになり、個人情報の安易な掲載が問題となった。

このような状況を受け、以前から独自に監視活動を行っていた弘前大学ネットパトロール隊（平成20年12月発足）に対して、弘前市立小・中学校を対象としたネットパトロールを依頼し、情報提供を受ける体制を平成20年度途中からスタートした。その後平成21年度からは、正式に「ネットパトロール事業」という名称で、弘前市教育委員会の事業を展開している。

また平成23年度からは、主に中学生によるSNS利用の急激な増加に対応するため、教育委員会に生徒指導支援員を配置し、新たなネットパトロール体制の下、事業を展開している。

II 実施の内容について

2. 実施対象

弘前市立小学校全37校、中学校全16校

3. パトロールの対象としているサイト

- ・ 学校非公式サイト・プロフィールサイト・SNS
- ・ 県教育委員会や一般市民等から、問題があると指摘があったサイトを随時監視の対象に追加。

4. パトロールの手法

- ① 弘前大学ネットパトロール隊による監視
 - ・ 地域名や地域の学校名を手掛かりに、検索サイトやSNS内の検索機能を利用して、掲示板（学校非公式サイト）や児童生徒に関するプロフィールサイト、SNSアカウントの探索活動を実施。
 - ・ 常時監視する掲示板（学校非公式サイト）やプロフィールサイト、SNSについても可能な範囲で監視活動を実施。

② 弘前市教育委員会指導課における監視

- ・ 常時監視する掲示板（学校非公式サイト）を設定し、監視活動を実施。
- ・ SNSについては、弘前大学ネットパトロール隊が発見したアカウントを基に、監視活動を実施。

5.パトロール以外の取組内容

- ・ 市立全中学校にネットパトロール担当者1名を設置。
- ・ 弘前市教育委員会指導課がネットパトロール担当者会議を年2回開催し、研修等を実施。

〔ネットパトロール担当者会議の内容〕

（1回目）

・ 弘前大学ネットパトロール隊によるインターネットや携帯電話に関する諸問題の現状及び情報モラル教育についての講演。

- ・ 弘前市教育委員会指導課からネットパトロール事業の説明。

（2回目）

- ・ インターネットや携帯電話に関する諸問題についての事例研修。
- ・ 情報モラル教育についての情報交換。
- ・ 次年度のネットパトロール体制に関する意見交換。

Ⅲ 実施体制について**6.学校ネットパトロールを実施する体制について**

① 弘前大学ネットパトロール隊の活動

ア 弘前大学ネットパトロール隊との連携について

- ・ 弘前市と弘前大学が締結している「弘前市と弘前大学の連携に関する協定書」の内容に基づいた活動である。
- ・ 弘前大学教育学部「ネット・ケータイ問題」研究プロジェクト（代表：教育学部教授大谷良光氏）に所属する弘前大学ネットパトロール隊が、学校非公式サイト等の監視及び探索活動を実施。

イ 組織について

- ・ 弘前大学に在籍する学生から構成されているボランティアグループ。
- ・ 平成23年12月現在で48人が所属。

ウ 学校ネットパトロールの実施の頻度について

- ・ 1日平均約7時間の監視及び探索活動を実施。
- ・ メンバーを7グループに分け、曜日ごとに分担し、1人1時間程度実施。

エ 学校ネットパトロールに使用する設備面について

- ・ 教育委員会が契約する携帯電話1台と弘前大学のPC3台、携帯電話2台で監視及び探索活動を実施。

② 弘前市教育委員会指導課の活動・役割

ア 生徒指導支援員（臨時職員）1名による監視活動

- ・ 教育委員会が契約する携帯電話1台と市の公務用PC1台を使用し、平日3時間程度、学校非公式サイト等の監視活動を実施し、結果を担当指導主事に報告。

イ 弘前市教育委員会指導課の役割

- ・ 弘前市教育委員会指導課の指導主事1名がネットパトロール事業の事務を担当。弘前大学ネットパトロール隊との連携に関し、弘前市教育委員会の窓口となっている。
- ・ 弘前大学ネットパトロール隊から週に1回、プロフィールサイトとSNSアカウントの探索結果について報告を受ける。報告を精査して、当該学校に情報提供する。
- ・ 平日、生徒指導支援員から学校非公式サイト等の監視結果の報告を受け、その内容を精査した上で、当該学校に情報提供する。
- ・ リスクの高いケースが報告された場合は、警察等の関係機関に相談する。

③ 予算の措置状況

- ・ 平成21年度は予算76千円、平成22年度は予算56千円、平成23年度は予算360千円を措置（携帯電話の借上げ料等）。

7. 実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

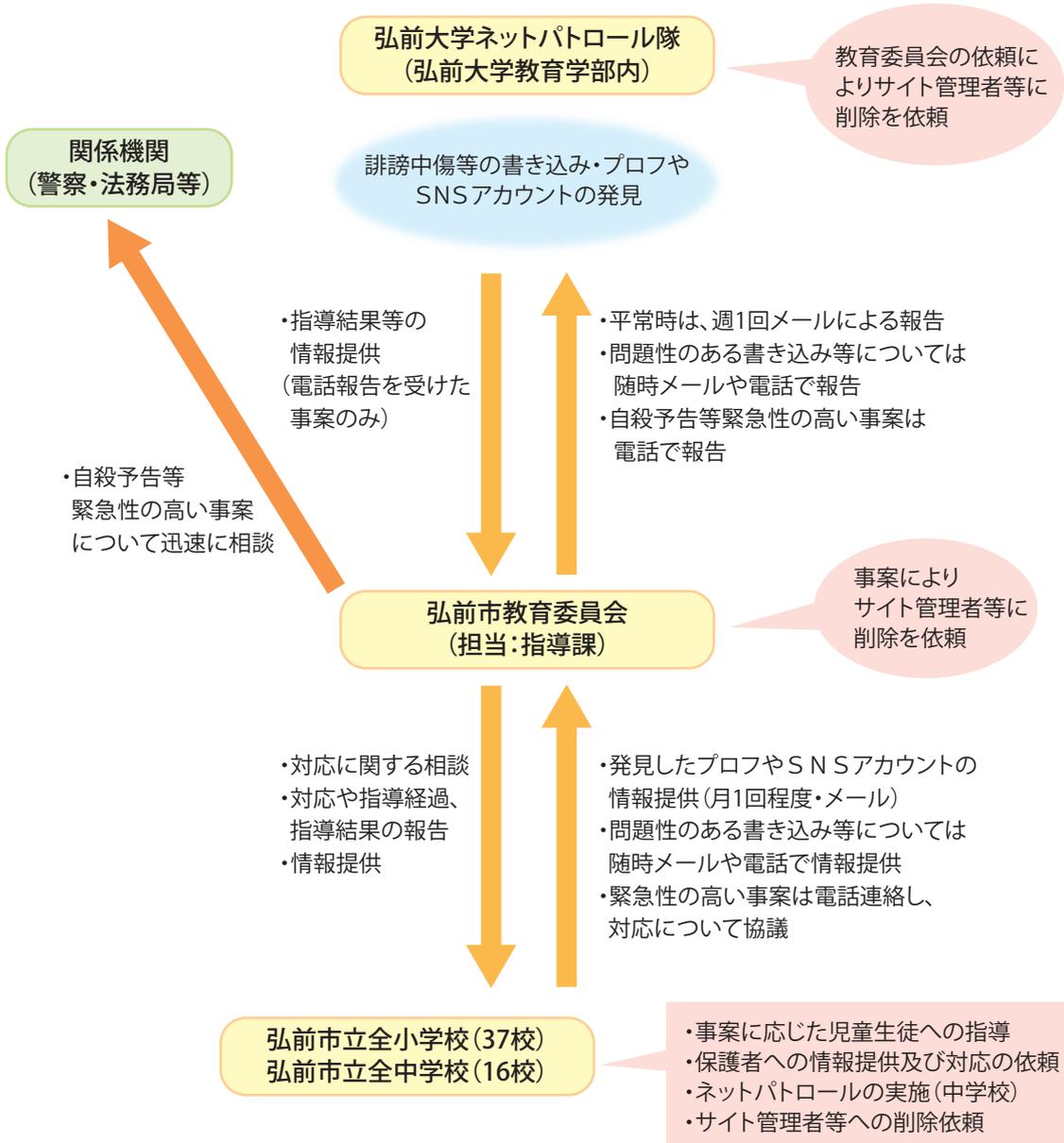
① 実施体制を決めるに当たっての経緯

- ・ 弘前大学ネットパトロール隊に、学校裏サイトに関わる情報提供を依頼し、弘前市教育委員会が契約する携帯電話1台を貸与する（平成21年1月）。
- ・ 「ネットパトロール事業に係る携帯電話の使用貸借に関する協定書」を取り交わす（平成21年5月）。
- ・ 弘前市教育委員会指導課に生徒指導支援員を配置し、ネットパトロール活動を始める（平成23年4月）。
- ・ 「ネットパトロール事業に係る連携についての確認書」を新たに取り交わし、監視活動だけではなく、情報モラル教育の推進についても弘前大学ネットパトロール隊と連携して取り組むことを確認する（平成23年6月）。

② 実施体制について工夫した点

- ・ 限られた予算内で効率よく監視活動が行われるよう工夫した。
- ・ 弘前大学ネットパトロール隊の様々な活動を学校の教育活動にどのように生かしていけるのかを検討しながら、事業を進めている。

8. 弘前大学ネットパトロール隊、弘前市教育委員会、学校等の役割と連携について



8-2. 役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について

- ① 対応した事案の種類
児童生徒によるインターネット上の自殺予告・自傷行為の告白
- ② 対応した事案の内容
インターネット上の掲示板内にあるA中学校の部分に、自殺をほのめかす内容の書き込みが発見された。

③ 対応の流れ

- 弘前大学ネットパトロール隊から弘前市教育委員会指導課へ電話での報告

↓

- 弘前市教育委員会指導課から A 中学校及び青森県警察本部保安課サイバー犯罪対策室に連絡相談
- 書き込みをした生徒の特定、安全確認その他の対応を学校、市教育委員会、警察が連携して行う

↓

- 弘前市教育委員会指導課から弘前大学ネットパトロール隊に対し、本事案の対応に関して概要を情報提供

④ 対応に際して配慮した点

生命に関わる緊急性の高い事案であると判断し、書き込み者の安全確保を第一に考えた対応を心掛け、学校にもこの点を依頼し、対応してもらった。

9.委託した外部人材と、児童生徒や保護者との間で、トラブルや問題となったケースがあるか

現在のところなし。

10.弘前大学ネットパトロール隊の守秘義務について

弘前市教育委員会と弘前大学教育学部「ネット・ケータイ問題」研究プロジェクトとの間で取り交わされている確認書の中で、守秘義務を課している。

IV これまでの成果と今後の課題

11.成果

① ネットパトロール活動による弘前市教育委員会から各学校（中学校のみ）への情報提供について（平成23年4～9月）

- ・ 掲示板への書き込みについて 3件
- ・ プロフ、SNSへの書き込みについて 219件

情報提供した内容

- ・ 個人を誹謗中傷する内容や気になる人物とのつながりが感じられる書き込み
- ・ 自分や他人の画像及び動画の貼り付け など

成果

- ・ 学校から保護者への相談、本人への指導を通して、掲載内容の削除だけでなく、SNSの利用をやめた事例が複数見られる。

② 掲示板に関するネットパトロール活動の成果

平成21年度に誹謗中傷等問題のある投稿が64件と書き込みが激しかった特定の掲示板については、監視活動やその後の各学校による指導の効果もあり、平成22年度には16件に減少した。

12.今後の課題

平成22年度の夏休み以降、ネットパトロールによる各学校への情報提供については、プロフィールサイトやSNSへの書き込みをめぐる問題が大部分を占めている。利用が特に増加しているSNSに対する監視活動については、一部可能な範囲での実施にとどまっている。弘前大学ネットパトロール隊から情報提供されるプロフィールサイトやSNSアカウント数の多さ、SNSの仕組みからも監視活動には限界がある。

その一方で、児童生徒のSNS利用に関しては、安易な個人情報の掲載や成人と思われる人物との交流など、問題点が多い。SNSを運営する企業による監視体制も以前よりは強化されていると報道されてはいるが、今後も児童生徒が様々な問題に巻き込まれる要因になる可能性は否定できない。

このような状況を踏まえ、監視活動の効率化や情報モラル教育の推進に重点を置き、ネットパトロール事業の内容を更に検討していきたいと考えている。平成24年度からの新学習指導要領全面実施を踏まえ、各学校において、どのように情報モラル教育を体系的に進めてもらうのか、そして保護者への啓発活動をどのように進めるのかが大きな課題である。

併せて、ネット上に書き込まれる児童生徒の声を、本人自らが直接相談しやすい教育相談体制の構築等にも取り組んでいきたい。

4. 群馬県伊勢崎市教育委員会

<特徴> ・市教委がネットパトロール専任の職員を雇用（4名）

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

近年、携帯電話に関わる様々なトラブルや事件が全国的に社会問題化されるとともに、本市においても中学生の携帯電話の所持率が高まり、それに伴う諸課題が生じるようになってきた。このような状況を踏まえて、本市教育委員会では、平成20年10月に携帯電話の取扱いについて、PTA・教育委員会・学校で協議し、本市独自の携帯電話「3つの基本ルール」を作成した。「携帯電話は小中学生には持たせないことを原則とすること」、「持たせる場合には保護者が責任を持つこと」、「携帯電話利用ルールを守ること」などルール指導の徹底を図り、携帯電話の適切な取扱いについて周知した。さらに、指導の徹底を図るために、携帯電話やインターネットの利用状況を把握し、実態に応じた対策を講じることが必要となってきた。

そこで、平成21年度より、「有害サイト見守り隊」を組織し、携帯電話やインターネットによる有害サイトの監視活動を実施して、ネット環境の現状を把握するとともに、その情報を学校と共有化することにより、子どもたちに関わる諸問題の未然防止や早期発見・解決を図ることをめざしている。

II 実施の内容について

2. 実施対象

市内の公立小学校24校、中学校11校、特別支援学校1校、中等教育学校1校、計37校

3. パトロールの対象とするサイト

- ・ プロフィールサイト・掲示板・学校の非公式サイト等を主な監視対象としている。
- ・ 毎日の見守り活動を通して、個人が特定された書き込みのあったサイトや学校から問題があると指摘されたサイト、さらに、過去に市内で児童生徒に関するトラブルが発生したサイトを随時検索対象に追加している。

4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

携帯電話によるモニタリングを実施し、市内の学校、学級、児童生徒等の氏名の記載や顔写真など、個人情報特定されるサイト（プロフ、掲示板等）の書き込みを随時チェックしたり、必要に応じてブックマークするなどして、学校ごとに記載情報を集約し、活

用している。

5.パトロール以外の取組内容

- ・ 監視の結果により特定した児童生徒のネット利用状況・情報について、適時、適切に該当する学校と連絡を行うとともに、学校と連続的、継続的に情報交換を実施している。
- ・ 保護者、児童生徒、教職員を対象にした講演会を実施している。
- ・ 保護者、児童生徒、教職員への啓発資料を作成している。

III 実施体制について

6.学校ネットパトロールを実施する体制

① 学校ネットパトロール業務の委託先について

「有害サイト見守り隊事業」を市教育委員会学校教育課で企画立案し、ネットパトロール専任の職員4名を「有害サイト見守り隊監視員」として直接雇用している。

② 委託先において、実施にかける人員

市教育委員会で雇用した4名が活動している。

③ 学校ネットパトロールの実施の頻度

監視員4名の勤務を割り振りし、週5日、一日6時間程度実施している。

④ 学校ネットパトロールに使用するPCや携帯電話等の設備面の用意について

市において、ネットパトロール専用の携帯電話を3台、パソコンを1台用意し、検索している。

⑤ 予算の措置状況

平成21年度から平成23年度まで、各年度とも当初予算として6,496千円を措置している。

⑥ 委託元における人員

市教育委員会学校教育課指導係の生徒指導担当指導主事1名と市教育研究所担当指導主事1名の計2名で担当している。

⑦ 委託元の担う役割について

- ・ 監視員から毎日、監視の結果について報告を受けるとともに、緊急を要するケースについては直接学校を訪問して情報を共有している。

- ・ 校長会議、教頭会議、生徒指導主任会議等において監視活動から得られた具体的な情報を共有し、早期対応や啓発活動に努め、問題の未然防止に当たっている。

7.実施体制を決めるに当たったの経緯、実施体制について工夫した点

迅速で適切な監視活動を推進していくため、実施体制についてのガイドラインを明確にして効率よく監視活動ができるよう配慮している。例えば、学校ごとに担当者を決めて、問題となる書き込みについて、学校に報告する内容を整理したり、管理職と定期的に情報交換会を実施したりするなど、報告すべき内容について十分協議し、連携を図っている。

8.委託先と委託元、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

- ・ 平常時については、監視員が月に1回、監視の結果を学校教育課に書面で報告を行う。
- ・ 毎日の監視活動から問題のある書き込みを発見した場合、監視員のガイドラインに沿って、学校、学校教育課に連絡し、場合によっては、監視員が直接学校訪問して情報を共有する。
- ・ 監視活動から得られた情報を監視員が啓発資料として作成し、定期的に児童生徒や保護者向けに学校から発信している。
- ・ 携帯電話等の危険性やネット上の問題点等について、保護者や児童生徒に対しては新入学説明会等で講演会を実施している。また、小中学校の教職員に対しては研修会を実施している。

8-2.役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について

① 対応した事案の種類：児童生徒のブログ、SNS等における書き込みによる「炎上」の発生

② 対応した事案の内容

学校裏サイトにおける誹謗中傷の書き込みを削除した。

③ 対応の流れ

監視員がA中学校の学校裏サイトの誹謗中傷の書き込みを発見し、学校教育課担当者に報告。学校教育課担当者がA中学校長に報告し、対応を協議。学校は警察に削除等を含めた今後の対応について相談するとともに、学校裏サイトを運営している管理業者に教頭が削除要請した。学校裏サイトを立ち上げた当事者が特定されない状況等があったが、学校からの継続的な削除依頼によって、誹謗中傷の書き込みは削除された。しかし、学校裏サイト自体の閉鎖までには至らなかった。

9.委託した外部人材と、児童生徒や保護者との間で、トラブルや問題となったケースがあるか

特でない。

10.委託先に対し、守秘義務を課したか

監視員を雇用する際、面接等で守秘義務について確認し、実際の勤務の中でも市教育委員会学校教育課担当者が守秘義務について指導を徹底している。

IV これまでの成果と今後の課題

11.成果

- ・ 平成21年度は、個人情報特定できる投稿サイトを1,121件確認し、学校や他機関と情報を共有して対応した結果、問題の早期発見や未然防止に大きな成果を上げることができた。
- ・ 平成22年度は、平成21年度とほぼ同数の投稿サイトを1,107件確認し、学校や他機関と連携して対応した結果、問題の早期発見や未然防止、書き込みの削除等に大きな成果を上げることができた。
- ・ 平成22年度は、新入学説明会等で保護者や児童生徒を対象とした有害サイト見守り隊による講演会を市内16校で実施し、携帯電話やインターネットの危険性について周知した。このことにより、生徒や保護者の問題意識が向上し、中学生の携帯電話所持率が平成21年度の50.9%から約15ポイント減少し、平成22年度には35.7%となった。また、中学生保護者によるフィルタリング設定率では、平成21年度の51.3%から約13ポイント向上し、平成22年度には64.7%となった。

12.今後の実施にあたって課題となる点

- ・ モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)が認定しているサイトにおいても、児童生徒が書き込み可能な投稿サイトが増加し、一人の監視員が一定時間内で監視するには、時間的な制約があること。
- ・ 会員登録をしないと掲示板の閲覧が不可能なゲームサイトなどがあり、監視員が立ち入りにくい状況があることから監視することの限界が生じていること。
- ・ 問題となる書き込みについては、学校と情報を共有しているが、学校では、パソコンのセキュリティーの関係で閲覧できない場合もあること。

13.その他特記事項

- ・ 本市では、今後とも小中学生には携帯電話を原則持たせないことを周知し、指導の徹底を図っていきたいと考えている。また、引き続き携帯電話やインターネットの利用における危険性について、実際にネットパトロールで得られた情報を含めて、児童生徒や保護者、教職員に紹介し、緊密に連携を図りながら、情報モラルの育成や情報活用能力の育成を図っていきたい。

5. 山形県新庄市教育委員会

- <特徴>
- ・教育委員会職員（指導主事）等が実施
 - ・監視に関する予算0円

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施にあたっての経緯

本市は、周囲の四町三村と共に、過疎化や高齢化を課題とする人口約3万8千人の都市である。穏やかな田園風景が広がる米どころだが、夏の猛暑と冬の豪雪という厳しい自然条件に加え、基幹産業や大学等の高等教育機関もなく、若者が就職しようにも地元に残れない現状にある。新庄市はこれまで命・心の教育を重点として、いじめや暴力の未然防止に全学校及び教育委員会あげて取り組んできた。そんな中、平成16年頃から本格的に増え始めたインターネットやケータイの普及に伴うトラブル、この問題にどう対処すべきかが本市でも課題となった。

平成20年以降は、生徒指導上の問題行動や人間関係のトラブルの多くに、インターネットの掲示板やケータイメールが介在するケースが目立った。教育委員会としては、これらの懸念される事案の実態把握及び未然防止策を学校現場と共に進めてきた。

II 実施の内容について

2. 実施対象（地域、学校種、学校名など）

新庄市立全小・中学校（小学校9校、中学校5校）

3. パトロールの対象とするサイトはどのようなものか

（1）平成19年度～21年度

学校裏サイトチェッカーによる「学校裏サイト」掲示板への監視が中心であった。

その他、大型掲示板や個人・グループブログへのキーワード検索による監視を行った。

（2）平成22年度～現在

大手無料ゲームサイトのブログ・掲示板や、動画サイト、SNS等の定期的監視

4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

（1）平成19年度～

教育委員会学校教育課内 生徒指導担当指導主事、教育相談員等による監視（月1回）

- ・ 学校裏サイトの関連リンク集を利用し、学校裏サイトを検索、監視。
- ・ 出会い系サイト利用のエリアチェック（市内の女子中・高生等が利用していな

いか。)

(2) 平成22年度～

平成21年度までの取組に加え、無料ゲームサイトのブログ、掲示板を監視対象とするサイトに追加。

また、教育委員会学校教育課内 生徒指導担当指導主事や教育相談員等による監視(月1回)に加え、各校情報教育担当教員、ICT支援員も監視業務を担当。

さらに、監視にあたり、子どもからの情報収集を行うこととした。

- ・ 「新庄市〇〇中(小)学校」で検索し、怪しげなタイトル等をチェックする。
- ・ SNS系の会員登録後、モニタリングを行う。

5. パトロール以外の取組内容

(1) 新庄市教育研究所 小中学校生徒指導主任・主事会での研修及び情報交換

- ① 新庄警察署生活安全課担当及び青少年専門補導官等からネットトラブルや性犯罪の危険な事例等を紹介してもらう(平成21年度)。
- ② ケータイ所持率(小3～中3)やインターネット使用頻度(小1～中3)等の実態把握アンケートを毎年実施(保護者を対象とし、全市一斉で行う。)→「ケータイを買い与えないこと」「インターネットのフィルタリング」について保護者に啓発
- ③ 学校の具体的事例をもとにした対策協議、情報交換

(2) 新庄市教育研究所 情報教育推進委員会での研修及び情報交換

- ① 文部科学省「情報モラル指導ポータルサイト～やってみよう情報モラル教育」からリンクできる「ネット社会の歩き方」の活用
 - ・ 情報モラル教育内容を適時性や地域性等に応じて計画する。
 - ・ 教科や学級指導等の授業を通して、情報モラルについて考えさせる。
- ② 東北情報センター(各校のパソコン環境やLAN整備を委託している地元業者)からの協力
 - ・ 一部カテゴリーのフィルタリング解除のための調整
 - ・ 管理サイトへの書き込み削除依頼及び折衝

(3) 新庄市中学校生徒指導主事連絡会での情報交換

- ① 委託業者による学校巡回の際のネットパトロール依頼

ICT支援員による巡回時の業務に、ネットパトロールやそのやり方の伝達を加えた。複数の教員が定期的にネットパトロールでチェックできる体制ができた。
- ② 誹謗中傷等が含まれるグループサイトの検出(キーワードは学校名で)

無料ゲームサイトの会員登録やグループサイトへの参加、書き込み等の方法の詳細を例示するなどの情報交換ができた。

(4) 市校長会でのネットトラブル等の事例紹介と情報交換

- ① 個人持ちのケータイ端末からもチェック可能であることの認識の向上
- ② 校長が自らその実態を把握し、理解する。
無料ゲームサイトや、SNS系の実情を実体験して、子どもの欲求や関心事を実感する。

Ⅲ 実施体制について

6 学校ネットパトロールを実施する体制について

(1) 学校ネットパトロールの実施にかける人員及び監視頻度

- ① 教育委員会学校教育課 指導主事 2名 : 月1回
- ② 各小・中学校の生徒指導主任・主事 計14名 : 2か月に1回程度
- ③ 学校ICT支援員 6名 : 2か月に1回程度
- ④ (要請に応じて) 新庄警察署生活安全課の担当署員 : 1年に1~2回

(2) 学校ネットパトロールに使用するPCや携帯電話等の設備面の用意について

- ① 教育委員会学校教育課内PCで監視、指導主事個人のケータイ・スマートフォンでのログインによってチェック
- ② 各学校のPCで監視、教員個人のケータイ・スマートフォンでのログインによってチェック

(3) 予算の措置状況

生徒指導主任・主事会及び情報教育推進委員会における研修、講話

※ 講師謝礼 (10,000円×2回)

7 実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

インターネット上に実名入りで誹謗中傷があったり、出会い系サイトやブログ上で知り合った見ず知らずの他人と会って不純異性交遊に及んだり、という事案が社会問題になり、新庄市での中高生の実態把握や対応のニーズが高まった。市教育委員会では、差しあたりインターネット上で問題となっている誹謗中傷の書き込みや、実名や本人が特定されるようなブログ等を監視し始めた。また、市内小・中学校に実態把握を依頼し、自宅PCでのインターネット使用率やケータイ所持率、ケータイでのインターネット使用率等を市全体として集計し、学校に提供した。また、市内の小・中学校が共通して情報モラル・マナーの指導ができるよう、文科省や警察署の資料及びDVDの活用を推奨した。

小・中学生の自宅PC及びケータイ使用の実態把握は、保護者への意識調査を兼ねたアンケートとし、学校を通して結果を家庭、地域に伝えた。と同時に、フィルタリングを積極的に啓発するため、警察からの保護者向け講話や、ケータイ販売業者への働きかけをしている中学校の取り組みを紹介した。ある中学校では、PTA主導で「ケータイを与

えない」運動を展開したり、ある小・中学校では、連携して「ノーテレビ・ノーゲームデー」に「ノーパソコン」も加えて取り組んだり、独自の啓発活動を展開した。これらも、生徒指導主任・主事会で紹介し、他の学校に発信している。

8 教育委員会、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

自宅パソコン、ケータイのインターネットを使用した掲示板・グループサイトへの書き込みは、形態やサイト名を変えながら日々子どもたちの生活に浸透している。学校は、子どもの生の声から最新の情報を収集しなければならない。教育委員会は、各学校からの情報を市内全体に提供すると共に、独自のモニタリングによる監視体制の強化を図る必要がある。

家庭の役割も大変重要であるが、養育に課題がある保護者ほど、子どもを取り巻くインターネットの危険に無防備な傾向にあるとの声大きい。このことを踏まえると、子ども自身に判断力や抑制力を養っていく事が重要である。学校では、子どもの発達段階や実態に応じて計画的、継続的に情報モラル・マナーに関する指導を行ってきた。地域の大人を含めた保護者に対しては、外部機関が学校を支える形で情報提供や啓発活動を、今後さらに支援していくことが肝要である。

8-2 役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について

(1) 対応した事案の種類

インターネット上の掲示板等における特定の児童生徒への誹謗中傷

(2) 対応した事案の内容

- ① 当事者 市内中学校生徒
- ② 背景 精神的に不安定であり、周囲との対人関係にも行き詰まって転校した。その後、意図的に非行や器物破損、トラブル等に関わり、何度も教師から指導を受けた。
- ③ 内容 無料ゲームサイトの掲示板への書き込み
自分で起こした掲示板に参加を促すメッセージや自写撮り画像、友人や先輩の実名及び画像、交際相手の画像及び二人の抱擁画像、不純異性交遊をうかがわせるような表記を掲載。ゲームセンターに出入りしていること、飲酒していることも表記。
その他、父親や校長への誹謗、他校に自分との喧嘩を誘う挑発的なメッセージも載せていた。

(3) 対応の流れ

- ① 生徒指導主事が、当該生徒から別のトラブルについて事情を聞いているうちに、インターネット上への書き込みの件を話し始め、詳しく聞き取りを行った。自分や他人の個人情報を垂れ流すことで悪用される危険性について説諭した。
- ② 本人に掲示板を閉鎖するように諭し、直ちに閉鎖させた。警察に事故報告し、協

力を依頼した。

- ③ ケータイインターネットの使用経験、頻度の実情アンケート調査
(※ 市内小学3年生から中学3年生までの全児童生徒及びその保護者を対象)
高額な料金支払い、サイト書き込み・メール依存症、ストーカー行為被害、実際の面会による脅し・乱暴な行為による被害、金銭要求トラブル等について、各学校・学年ごとの調査結果等に合わせて、全体指導及び学年指導をした。
- ④ 他校への情報提供 生徒指導主任・主事会での概要説明
市内全小・中学校で情報共有し、各校が実態調査を行った。
- ⑤ 市内全小・中学校の傾向として、ケータイ所持率がまだ低く、自宅PCでのインターネット使用経験が多かった。また、他にも比較的有名な書き込みサイトへの参加が数件あり、その実態把握と他校への情報提供を行った。
- ⑥ 教育委員会から、インターネット掲示板への個人情報を含む誹謗中傷の投稿や書き込みに関する再指導を各小中学校に依頼した。さらに、定期的なネットパトロールを確実に継続していくことも依頼した。

9. ネットパトロールを実施する中で、児童生徒や保護者との間でトラブルや問題となったケースがあるか

なし

IV これまでの成果と今後の課題

10. 成果

(1) 具体的事例

- 女子生徒がフリートークサイトで知り合った男性とメールでやり取りするようになった。その後、相手から「会おう」としつつこく迫られるようになり、拒み続ける中、「お前の家に行く、乱暴してやる」という脅しに発展し、怖くなって担任に相談した。学校から教育委員会と警察に報告があり、未然に対応して事なきを得た。
- 男子生徒が動画サイトに自分のスケートボードの技を動画投稿した。動画タイトルの固有名詞や映し出されている顔から、個人が特定されてしまうケースとして問題になった。本人が同級生に話したことから、それを見た同級生が担任教諭に相談して発覚。すぐに消去対応して事なきを得た。
- 男子生徒が、無料ゲーム目的でゲームサイトの会員となり、その中にあるブログサイトにプライベート掲示板を作った。掲示板のタイトルに学校名や不適切な表現があり、問題となった。教育委員会内担当者が、ゲームサイトの会員登録をして、ブログをモニタリングする中で、キーワード検索を試みるとヒットした。市内の中学生が作った掲示板が4件あり、各学校に情報提供した。

(2) 全体的な効果

- 中学校で起こったインターネットトラブルの事案が、中学校区を括りとする小・中連携の中で、小学校教員にも情報提供された。小学校での情報モラル・マナーの指導が先を見通した内容で進められた。
- 未然防止という観点から、教育委員会と各学校が連携して監視を継続し、必要に応じて情報提供・交換を行った。日頃から教員の意識も高く、次々に登場する新しいコミュニケーションサイトや無料ゲームサイトの情報も早い段階で共有することができている。
- 市校長会、市生徒指導主任・主事会、情報教育推進委員会において、ケータイ端末やインターネットサイトの最新事案を積極的に取り上げて、学校現場の意識を高める手立てをとることができた。
- 心配な事例が早い段階で発見され、そのコピーが別の掲示板に広がる以前にそのサイトの閉鎖や消去への対応が迅速に進められた。必要に応じて警察からサイト管理者への閉鎖要求申請を依頼することができた。
- 教員一人一台の教務用パソコン支給及び校内LANシステムの構築により、ネット監視する際、個人のものを使う必要がなくなった。

11. 今後の実施にあたって課題となる点

- ▲ 市内高等学校との連携の中で、より一層緊密な情報交換が必要である。教育委員会内に設置されている「最上広域青少年指導センター」を仲介した連携を強化していく。
- ▲ 市としての予算措置ができない状況だが、カテゴリーを指定してフィルタリングのレベルを調節しながら、監視を続けていくことで対応していく。ICT支援員の各学校勤務及び巡回頻度も予算上限度があり、各校のニーズに対しタイムリーに対応できない現状がある。教員相互が分担して定期的監視をすることに頼らざるを得ない。
- ▲ スマートフォンの普及により、それが今後小・中学生にとっての身近な端末になると、自宅PCやケータイを上回るネット利用や心配な事案が増えてくることが懸念される。

12. その他特記事項

インターネット上に様々な書き込みが氾濫している。その内容の中には、あまりにも事実とかけ離れたものや、投稿者の主観に基づく安易な想像、ゴシップ的内容も少なくない。小学生が地元の調べ学習で「新庄市」と検索しただけで、事実に反する内容にヒットするため、担任教諭はその対応に神経質にならざるを得ない。当初からサイトの消去を働きかけてきたが、そのコピーが大量に出回り、すべてを消去することは不可能な状況である。このような背景、経緯の中で、いかに子どもたちに有効かつ安全に情報と付き合っていくか、その取捨選択や判断力を養うべく全市を挙げて取り組んできた。

新庄市では、居心地の良い学校、学級集団作りを目指すことを基盤としている。その上で、インターネットのブログや書き込みサイトを媒介とした他人への誹謗中傷、それが発展

6. 茨城県立A高等学校

- <特徴>
- ・学校が独自に実施
 - ・予算0円

I 実施の背景について

1. 学校ネットパトロールの実施に当たっての経緯

- ・中高生によるネット上の誹謗中傷・悪質な行為・殺人予告等が散見されたこと。
- ・校内において、生徒のネット上での他人への誹謗中傷や個人情報の公開が問題になっていたこと。

以上のことから、生徒へ危険が及ぶおそれがあることなどから、学校として以下のように注意を促すことを始めた。

- ・他人への誹謗中傷は犯罪行為であるため絶対にしない。
- ・インターネット上で人間関係のトラブルが多くなっているので使用方法に注意する。
- ・ネット上に個人情報・画像を記載しない。

一方で、平成19年より、学校で使用しているパソコンのインターネットに対するフィルタリングが強化され、生徒が書き込みをしている掲示板や、生徒自身のサイトへのアクセスがほとんどできなくなってしまった。そこで、校内での職員向けのルールを整備して、県からの許可を得てネットパトロールの取組体制を構築しようという動きになった。

II 実施の内容について

2. 実施対象

- ① 茨城県立A高等学校の全在校生
- ② 学校情報が記載されているサイト

3. パトロールの対象とするサイトはどのようなものか

- ① 生徒から問題があると指摘のあったサイトや掲示板、プロフィールサイト
- ② 「学校名」で検索しネットパトロール中に発見した学校・生徒関連情報が記載されているサイト
- ③ 学校名等で画像検索し、在校生や学校の画像等が掲載されているサイト

4. パトロールの手法（検索手法、検索用語など）

- ① 勤務時間内に担当者がサーバー室内のPCからインターネットにアクセスする。

- ② 在校生の情報があると思われるサイトの登録を行う。
- ③ 登録したサイト内を定期的に検索し、問題のある書き込みがないかどうかをチェックする（発見した場合には必ず印刷する）。
- ④ アクセスする担当者は生徒指導部・情報部から選出された教員が担当する（他の教員がパトロール目的でPCを使用する場合には、必ず生徒指導部・情報部へ連絡）。
- ⑤ アクセスした時間・担当者名を記録して残しておく。
- ⑥ 具体的な手法
 - ア 学校名を一般的な検索サイトで検索（一般的なウェブ検索と画像検索を行う）。
 - イ 問題があったサイト、掲示板の中で、学校名や生徒の実名を入力して検索。

5. パトロール以外の取組内容

- ① 監視の結果を反映した生徒のインターネット利用に関する指導マニュアルを作成し、職員に周知している。
- ② 生徒の携帯電話の所持率や使用内容を調査し、生徒の実態を把握することで生徒理解に努めている。
- ③ 毎年新入生を対象にした携帯電話安全教室を実施し、生徒の事故の予防とマナー・モラルの意識向上を図っている。

Ⅲ 実施体制について

6. 学校ネットパトロールを実施する体制について

- ① 学校ネットパトロールの実施にかける人員
 - ・ 校務分掌に位置付けられた生徒指導主事及び生徒指導部内のネット関係担当者1名
 - ・ 校務分掌に位置付けられた情報部の部長及び情報部内のネット関係担当者1名
- ② 学校ネットパトロールの実施の頻度
 - ・ 2週間に1時間程度実施。
 - ・ 問題が発生した時に随時実施。
- ③ 学校ネットパトロールに関するPCや携帯電話等の設備面の用意について
 - ・ 学校のサーバー室内に、ネットパトロール及び教材研究専用フィルタリング機能を弱く設定したPCを1台用意し検索。
 - ・ パソコンが置かれている机の上に「ア 使用方法・目的」、「イ 対応マニュアル」、「ウ アクセス記録」を記入するファイルを設置し、使用者や検索した内容や対象を記録。
- ④ 予算の措置状況
 - なし

7. 実施体制を決めるに当たっての経緯、実施体制について工夫した点

- ① 経緯

- ・ 県から1台のみフィルタリング機能を弱く設定したPCを設置し、使用する許可を得た（平成20年7月）。
- ・ 情報部と生徒指導部で連携し、パトロール方法やルール案を作成。
- ・ パトロール方法やルール案を職員会議に提出し、全員の共通理解を得て実施を決定。内容や目的も共有。

② 実施体制について工夫した点

- ・ パソコンの設置場所をサーバー室内にし、またアクセス記録を取ることで、誰が何を行ったか明確になるように工夫した。
- ・ ネットパトロールの目的を明確にすることにより、最低限の使用ルールを決め、教員がネットパトロールをする際に注意すること、異常発見時にどのような指導・対応をすればよいのかわかりやすい内容とした。
- ・ 教員が自分の授業等の教材研究等で使用する場合、他のパソコンではフィルタリングがかかっているため、教材研究が出来ない場合はそのフィルタリングのかかっている箇所へのアクセスも許可し、アクセス記録を取った。
- ・ ネットパトロールで発見した問題別による対応マニュアルを作成した。
- ・ 生徒指導内規との関連性も図り、指導が円滑に進められるようにした。
- ・ 生徒による誹謗中傷等の全てを問題とするのではなく、大勢の目に触れる可能性がある部分のみを指導・パトロール対象とした。生徒にもパトロールしていることや違反した場合は指導対象となることを知らせている。基本的に保護者が管理すべき問題であることを保護者会等で周知し理解を得た上で、生徒のモラル育成に重点を置いた。

8. 教育委員会、学校、警察、保護者等の役割と連携の在り方

- ① 保護者が主体的に管理すべき問題であることを新入生の保護者説明会等で説明し、理解を得て進めている。
- ② 生徒の携帯電話利用状況・所持率やトラブル傾向等を保護者にPTA総会で知らせ、最近の問題を共有し連携して指導できる体制を取っている。
- ③ 近隣の中学校と連携し、中学校段階で携帯電話を巡るトラブルや使用について十分に指導されていることを踏まえ、高等学校ではより一層のモラル意識の高揚と、携帯を生徒に使用させることで、マナーと問題行動について理解を深めることができる。
- ④ 定期的に中学校・小学校と連携を図り、お互いの情報を共有している。
- ⑤ 県教育委員会と連携し、監視専用パソコン1台をフィルタリングの対象外としている。

8-2 役割と連携の在り方に基づいた具体的な対応事例について

- ① 対応した事案の種類：
インターネット上の掲示板等における特定の児童生徒への誹謗中傷

② 対応した事案の内容

- ・ 掲示板において特定の生徒の名前や行動を取り上げ、誹謗中傷する内容が記述されていた。

③ 対応の流れ

- ・ 学校より掲示板管理者に削除依頼を行い、削除されたことを確認した。
- ・ 生徒も書き込みが削除されたことを確認し、保護者にも問題の内容を知らせた。

① 対応した事案の種類

インターネット上における福祉犯と児童生徒との接触

② 対応した事案の内容

- ・ 一般男性が出会い系サイトにおいて本校女子生徒と接触した。

③ 対応の流れ

- ・ 危険性を生徒・保護者に伝え、学校・保護者・生徒が話し合いを持った。
- ・ 学校では定期的な面談を実施し継続して指導と生徒理解に努めた。
- ・ 保護者に家庭での居場所の確保や夜間外出の防止について協力を求めた。
- ・ 対応の際に保護者と本人の関係改善を図ったがうまく行かず、出会い系サイトで知り合った一般男性と会う頻度等がエスカレートしてしまった。また夜間の行動が多く、昼間は学校に登校しているため夜間外出等の発見が難しく、対応がスムーズに行かないことが多かった。

9. 学校ネットパトロールを実施する中で、児童生徒や保護者との間でトラブルや問題となったケースがあるか

ネット上での書き込みによる内容（例：趣味が喫煙・飲酒・自動二輪等の書き込み）を学校は「事実」と捉えて指導する事に対し、生徒・保護者側からは「言ってみただけ・書いてただけ」という反論があり、協力・理解を得ることが難しいケースがあった。

IV これまでの成果と今後の課題

10. 成果

- ① ネット上における誹謗中傷等の書き込みによるトラブルが減少した。
- ② ネット上におけるトラブルへの対処方法が明確になり、指導方法を確立できた。

11. 今後の実施に当たって課題となる点

- ① 生徒のネット利用の最新状況・情報を把握し、事故の未然防止に努めること。
- ② ネットパトロールの目的や方法を改善しながら継続的に運営していくこと。
- ③ PCの更新。
- ④ 生徒はフィルタリング機能がほぼ無い状態でネット利用をしているが、教員側はフィルタリング機能による制限を受けている状態で使用しているため、最新の生徒

の実態を知ることができず指導が困難である。

12. その他特記事項

- ① 本校のネットパトロールの目的は以下の3点である。
 - ・ 書き込みや誹謗中傷を削除すること。
 - ・ 生徒の個人情報や不適切な学校の情報が多くの人が閲覧できる状態にしないようにすること。
 - ・ 学校や個人の信用を失墜させるような表現を削除すること。

- ② ネット上でトラブルを起こしてしまう生徒の多くは、コミュニケーション能力が低く、実際の人間関係をうまく構築できない。そのため事後指導は問題を起こしてしまった生徒のコミュニケーション能力を向上させ、対人関係の修復を支援したり、ネットを正しく利用できるようにしたりすることを主にしている。

卷末資料

学校ネットパトロールに関する調査研究について

平成22年9月10日

初等中等教育局長決定

1 趣 旨

近年、インターネット上の掲示板やプロフィール、メール等を利用して特定の子どもに対する誹謗中傷が行われるなど、ネット上のいじめが深刻な問題となっている。また、サイトへの安易なアクセスや個人情報を不用意に投稿することで、事件やトラブルに巻き込まれるなど、子どもを取り巻く有害環境の問題への早期発見・早期対応を行うとともに、未然の予防策が求められている。

そのため、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて、現状と課題を整理するとともに、巡視、発見、対処、教育・啓発といった実施にあたっての関係者の役割について検討を行い、効果的な学校ネットパトロールの実施の在り方について調査研究を行う。

2 検討事項

- (1) 学校ネットパトロールについての現状と課題について
- (2) 学校ネットパトロールにおける巡視、発見、対処、教育・啓発について、関係者の役割について
- (3) 学校ネットパトロールの取組事例の収集・提供について
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成22年9月10日から平成23年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

学校ネットパトロールに関する調査研究協力者（50音順）

| | |
|---------|---------------------------|
| 大久保 貴 世 | 財団法人インターネット協会主幹研究員 |
| 角 田 佳 隆 | 和歌山市教育委員会学校教育部教育研究所専門教育監補 |
| 竹 内 和 雄 | 寝屋川市教育委員会指導主事 |
| 藤 川 大 祐 | 千葉大学教育学部教授 |
| 水 木 尚 充 | 横浜市教育委員会指導主事 |
| 水 谷 明 弘 | 三重県立四日市高等学校長 |

学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議について

平成23年8月23日

初等中等教育局長決定

1 趣 旨

近年、インターネット上の掲示板やプロフィール、メール等を利用して特定の子どもに対する誹謗中傷が行われるなど、ネット上のいじめが深刻な問題となっている。また、サイトへの安易なアクセスや個人情報を不用意に投稿することで、事件やトラブルに巻き込まれるなど、子どもを取り巻く有害環境の問題への早期発見・早期対応を行うとともに、未然の予防策が求められている。

そのため、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて、現状と課題を整理するとともに、巡視、発見、対処、教育・啓発といった実施にあたっての関係者の役割について検討を行い、効果的な学校ネットパトロールの実施の在り方について調査研究を行う。

2 検討事項

- (1) 学校ネットパトロールについての現状と課題について
- (2) 学校ネットパトロールにおける巡視、発見、対処、教育・啓発について、関係者の役割について
- (3) 学校ネットパトロールの取組事例の収集・提供について
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成23年8月30日から平成24年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

学校ネットパトロールに関する調査研究協力者（50音順）

| | |
|---------|---------------------------|
| 大久保 貴 世 | 財団法人インターネット協会主幹研究員 |
| 角 田 佳 隆 | 和歌山市教育委員会学校教育部教育研究所専門教育監補 |
| 竹 内 和 雄 | 寝屋川市教育委員会指導主事 |
| 藤 川 大 祐 | 千葉大学教育学部教授 |
| 水 木 尚 充 | 横浜市教育委員会主任指導主事 |
| 水 谷 明 弘 | 三重県立四日市高等学校長 |